

# なすしおばら

広報

2007  
3.5  
No.53

## 費生活と環境展



### 「消費生活と環境展」

2月18日、いきいきふれあいセンターで「なすしおばらの暮らしと環境を考える」をテーマに「消費生活と環境展」が開催されました。

身近な暮らしや環境に関連したさまざまなコーナーが設けられたほか、産直野菜や農産加工品の即売、市生活学校による寸劇「もったいないばあさんがやってくる」(写真)も上演されました。また、リサイクル商品やエコ商品が当たるスタンプラリーも行われ、たくさんの人でにぎわいました。

### CONTENTS[もくじ]

■塩原支所が移転します .....	2p
■ごみのおはなし③ .....	4p
■タウンピクス .....	12p
■くらしの情報 .....	14p
■マナビイの伝言板 .....	18p
■ちよつと発見/ちびっ子スナップ .....	24p



# 塩原支所が移転します

4月1日から、塩原支所・

塩原公民館が、新庁舎に移転します。新庁舎には、塩原図書館の分室も併設しますので、気軽に利用してください。

また、組織機構の一部も変わります。

**移転先** 中塩原1番地2

**組織機構の変更点**

▼総務課と税務課を統合して「総務課」とし、「総務係」と「税務係」を設置します。

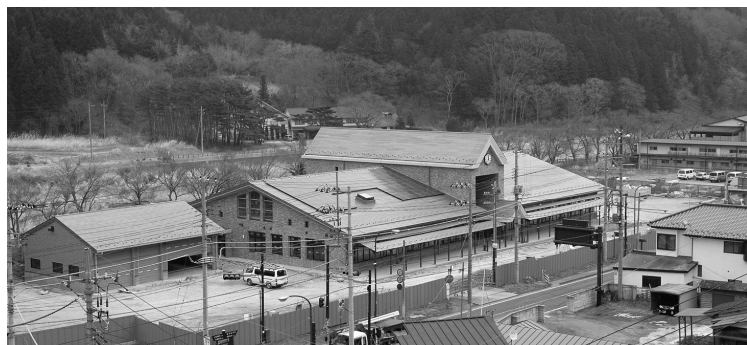
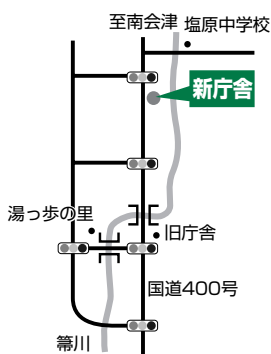
▼福祉課と市民保健課を統合して「市民福祉課」とし、「福祉係」と「市民国保係」を設置します。

※新庁舎に塩原公民館を移転します。また、塩原図書館の分室を設置します。

※各課の配置や電話番号などは、後日お知らせします。

問い合わせ  
塩原支所総務課総務係

☎0287(32)2911



塩原支所新庁舎

塩原支所の移転に伴う電話交換機工事のため、3月31日(土)と4月1日(日)は、代表番号【☎0287(32)2911】以外の電話が不通となります。問い合わせ  
塩原支所総務課総務係  
☎0287(32)2911

# 栃木県議会議員選挙の投票日は4月8日です

問い合わせ 選挙管理委員会事務局

☎0287(62)7183

未来を決める大切な一票、必ず投票しましょう！

**投票時間**

午前7時～午後8時

※今回の選挙から、板室・塩沢・新湯地区は午後7時までとなります。

**投票場所**

入場券に記載されている場所

※次の投票所が変更になります。

▼老人憩いの家鍋掛荘↓越堀自治公民館

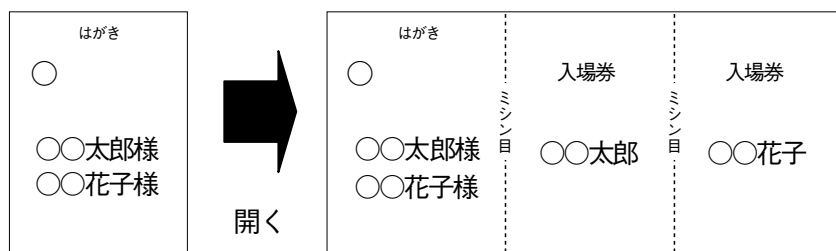
▼西那須野公民館↓西那須野支所

▼塩原支所・塩原中学校↓塩原支所(新庁舎)

投票所入場券が変わります

今回の選挙から、圧着式(三つ折)のハガキ一枚で、開くと世帯一人分までが連なった入場券となります。

投票所へは、ミシン目から切り離して、必ず有権者本人が持参してください。



圧着式はがき (三つ折り)

3連式はがき (ミシン目から切り離すと2枚の入場券)

期日前投票ができます

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

とき

3月31日(土)～4月7日(土)の毎日

午前8時30分～午後8時

ところ

- ・那須塩原市役所一〇一会議室
- ・西那須野支所一〇〇会議室
- ・塩原支所(新庁舎)
- ・ハロープラザ

以上四カ所、どの投票所でも投票できますので、投票所入場券が届いていれば持参してください。

選挙人名簿を縦覧します

とき

3月30日(金) 午前8時30分～午後5時

ところ

那須塩原市役所二階 選挙管理委員会事務局

4月から



# 広報の配布方法を 行政連絡員を通じた配布に統一します

「広報なすしおばら」の配布につきましては、現在、合併前の方法（黒磯地区は新聞折込み、西那須野および塩原地区は行政連絡員を通じた配布）を継続して行っていますが、合併時の協定により、速やかに統一を図らなければならない状況にありました。

このため、4月からの統一に向けて、地域の自治組織の代表の皆さんや、市政懇談会での意見を基に検討してきました。

検討の結果、厳しい財政状況の中、経費削減を図る必要があること、これからのまちづくりは市民との協働で進める必要があること、などの理由から、行政連絡員を通じた配布で統一することになりました。

なお、発行日など（毎月2回、5日と20日）の変更はありません。

今後とも「広報なすしおばら」の編集にあたりましては、親しみやすい紙面づくりに鋭意努力してまいりますので、皆さんの協力をよろしくお願いします。

## ■市内の公共施設などにも広報を設置しています

市役所や各支所はもちろん、市内の各公民館や図書館など、公共施設に広報を設置していますので、ご自由にお持ち帰りください（無料）。設置場所は下表のとおりです。

## ■市のホームページにも掲載しています

発行日当日の朝から、市ホームページでご覧になれます。

## ■希望者には郵送（有料）します

郵送料として、切手（1回当たり120円×回数分）を秘書課まで持参または郵送してください。

※世帯全員が身体障害や高齢などの理由で歩行が困難、また運転免許証を取得していないなど移動の手段がなく、最寄りの公共施設まで広報を取りに行けない人などには、『無料』で郵送します。

## 【市役所や各公民館以外の広報設置場所】

黒磯地区	黒磯保健センター（黒磯幸町）	西那須野地区	那須野が原博物館（三島）
	黒磯生涯スポーツセンター（上厚崎）		健康長寿センター（南郷屋）
	板室健康のゆグリーングリーン（百村）		にしなすの運動公園（高柳）
	板室自然遊学センター（百村）		国際医療福祉大学病院（井口）
	板室温泉病院（百村）		西那須野図書館（あたご町）
	道の駅「明治の森黒磯」(青木)	塩原地区	塩原B & G海洋センター（上塩原）
	J R 黒磯駅（本町）		ゆっくりセンター（塩原）
	J R 那須塩原駅（大原間）		塩原ものの語り館（塩原）
	黒磯文化会館（上厚崎）		アグリパル塩原（関谷）
黒磯図書館（末広町）	塩原温泉ビジターセンター（塩原）		
		塩原温泉湯っ歩の里（塩原）	
		ハロープラザ〔塩原図書館〕(関谷)	

問い合わせ 秘書課広報広聴係 ☎0287(62)7109

## 那須塩原市のごみの現状

# ごみのおはなし③



## 循環型社会形成と

## 容器包装リサイクル

問い合わせ

本庁(黒磯)環境課  
廃棄物処理計画担当  
☎ 0287(62)7301

使い捨てという一方通行により、ごみが大量に廃棄されるようになりました。

このごみを廃棄物とせずに「資源」として再利用し、生産と消費の間を「循環」する社会をつくる。

新しい社会の基本は、ごみを廃棄物ではなく「循環資源」とする。

このような考えから『循環型社会形成推進基本法』が制定されました。

### 循環型社会形成の推進

大量生産、大量消費型の社会経済システムの定着によって、生活は便利で豊かになりました。

しかし、生活の便利さと引き換えに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスが、大量に排出されることになりました。

た。

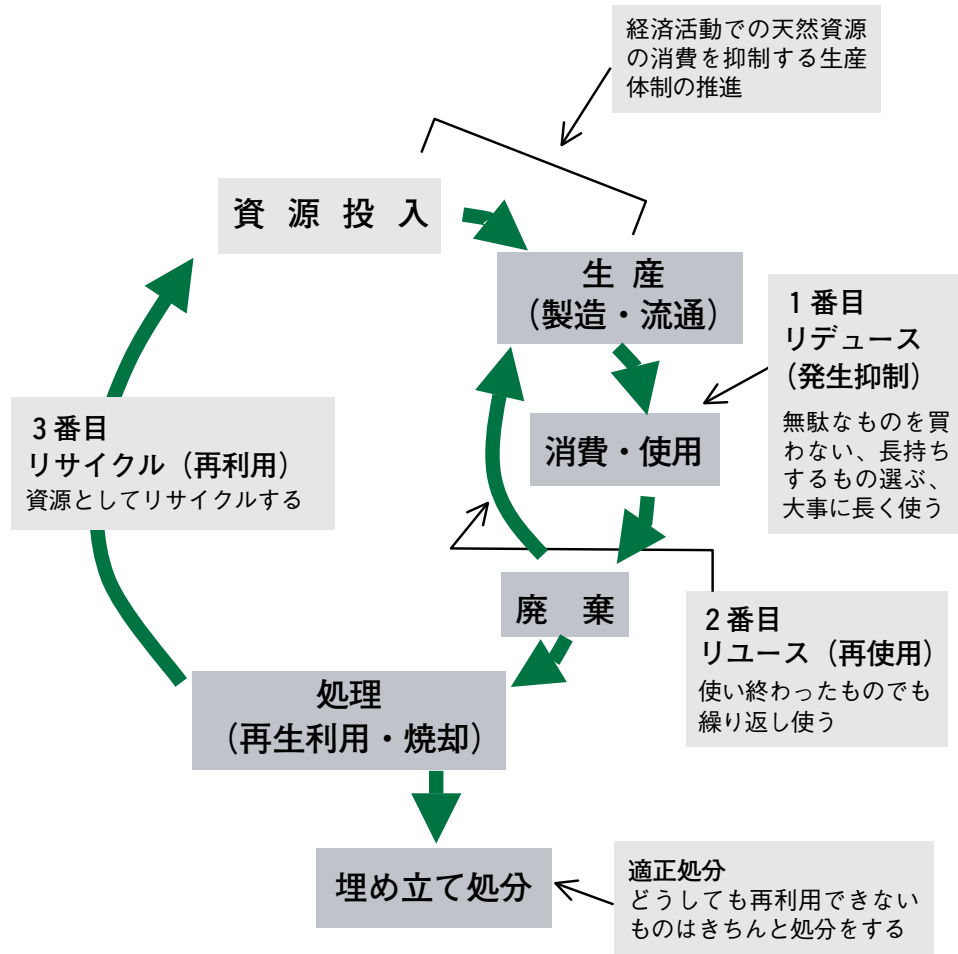
また、大量生産、大量消費型の社会経済システムは、限りある天然資源に依存しています。

生産された製品が、使用後に廃棄物として捨てられるのではなく、資源となつて再利用されれば、天然資源の消費を抑えることができ、環境への負荷を低減させ、温暖化を防ぐことにつながります。

循環型社会形成推進基本法では、一番リデュース(発生抑制)、二番リユース(再利用)、三番リサイクル(再資源化)と、3Rの順番を定めています。

リサイクルをする時にもエネルギーを使うことになりまますから、環境への負荷を考慮すればエネルギー消費が最も少ないリデュースが一番で、ごみを出さないことが重要になります。

## 循環型社会のイメージ



## ■ 廃棄物の発生抑制

製品を生産する企業に、①製品の省資源化・長寿命化、②部品などの再利用、③原材料として再利用すること、を求めた「資源有効利用促進法」があります。

また、テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機の家電4品目をリサイクルする「家電リサイクル法」、ガラスびん・ペットボトル・廃プラスチックを分別収集する「容器包装リサイクル法」など、これらの法律は、循環型社会形成推進基本法に基づき、生産する企業および消費する国民が、天然資源を無駄遣いしないため、またごみを出さないようにするために定めたものです。

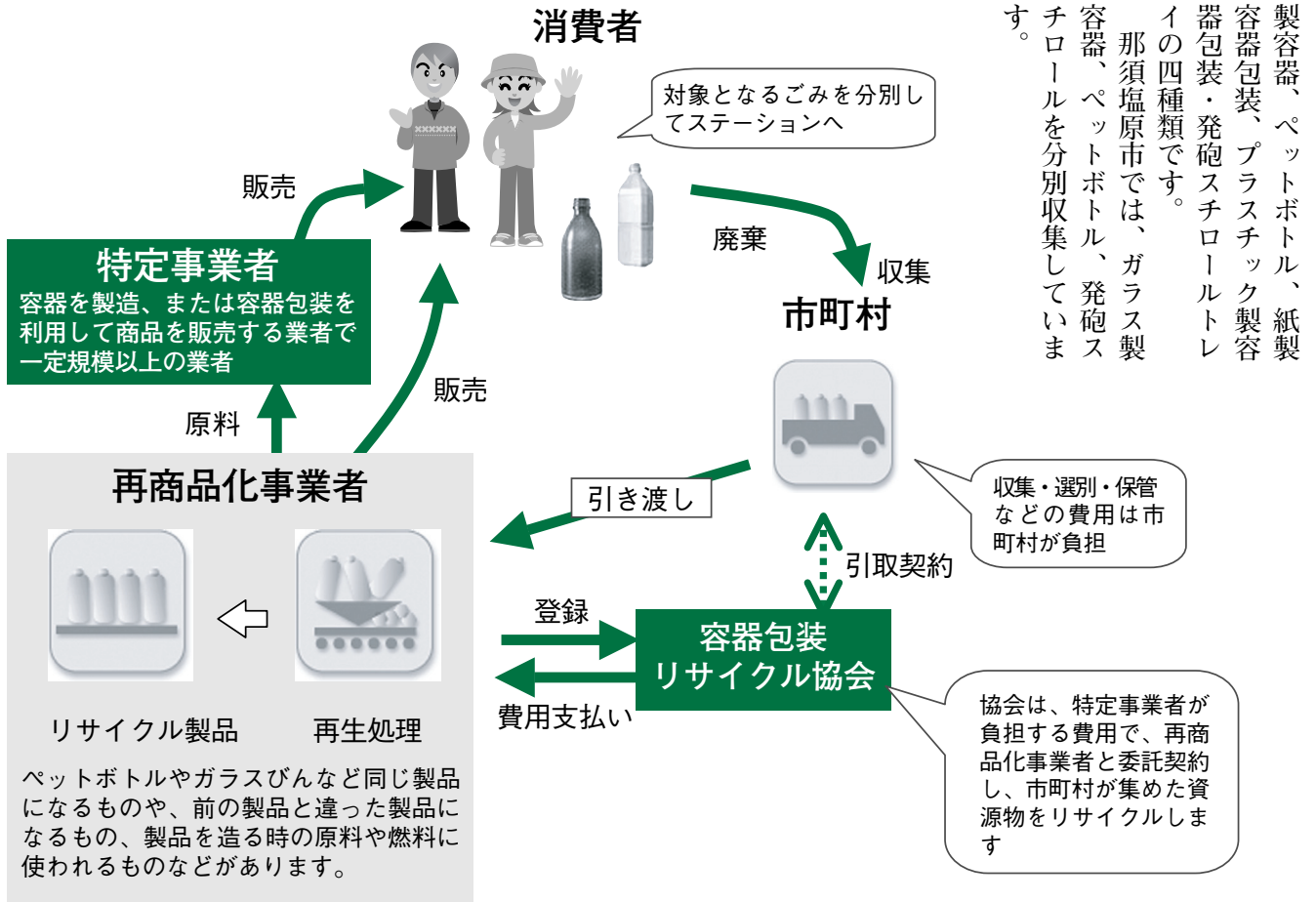
## ■ 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といいます。

一般廃棄物（主に家庭から出るごみ）の容積で60%、重量で25%を占めると言われている容器包装類のリサイクルを進めるためにつくられました。

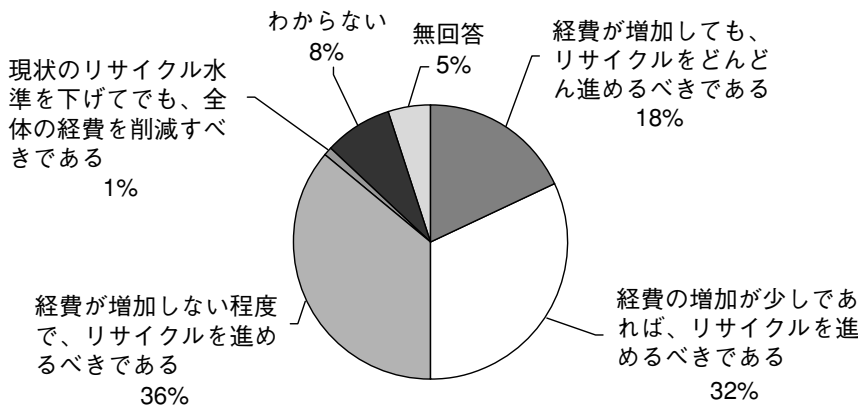
この法律の対象は、ガラス

製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装・発砲スチロール製の四種類です。  
那須塩原市では、ガラス製容器、ペットボトル、発砲スチロールを分別収集しています。



## アンケート調査結果から

項目：今後のリサイクルのあり方について  
質問：リサイクルと経費について



「現状のリサイクル水準を下げても全体の経費を削減すべき」と回答した人は1.1%で、経費とのバランスを考慮するよう求めた回答も多くなりましたが、経費増加の有無を別にすれば8割以上がリサイクルを進めるべきと回答しています。

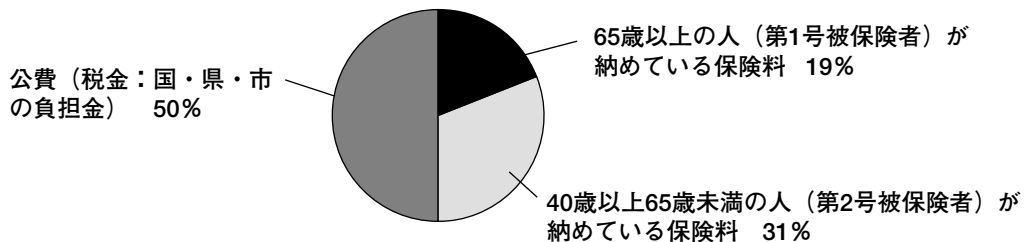
# みんなで支える介護保険 (シリーズ第2回)

介護保険制度をより一層知ってもらうため『みんなで支える介護保険』として、概要から実施状況、利用の仕方など全般についてシリーズで紹介していきます。

第2回では、介護保険料に係る制度改正での変更点などをお知らせします。

## 1. 介護保険の財源・・・・・・・・・・・・・・・・

介護保険制度は、高齢者の自立した生活を社会全体で支えていこうというものです。それに要する財源は、下のグラフのとおりです。



## 2. 那須塩原市の65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料額・・・・・・・・

介護保険料は3年ごとに見直すこととなっており、次の3年間で必要となる介護サービスの量・基盤整備の計画・高齢者数の変化などをもとに算出します。本市の平成18年度から平成20年度までの介護保険料の基準額は「月額3,700円（年額44,400円）」になりました。なお、全国の平均基準額は「月額4,090円」となっています。

那須塩原市の基準額をもとに、本人および世帯員の所得金額などに応じて下表のように設定しています

段階	対象者	基準額 年額(月額)	保険料 調整率	段階別保険料 年額(月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	44,400円 (3,700円)	0.5	22,200円 (1,850円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額（※1）と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		0.5	22,200円 (1,850円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階および第2段階に該当しない人		0.7	31,000円（※2） (2,590円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人		1	44,400円 (3,700円)
第5段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得が200万円未満の人		1.25	55,500円 (4,625円)
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得が200万円以上、400万円未満の人		1.5	66,600円 (5,550円)
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得が400万円以上の人		2	88,800円 (7,400円)

※1 合計所得金額の「所得」とは実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です（年金所得は含みません）。

※2 第3段階は基準額×調整率で年額を計算すると31,080円になりますが、端数切り捨てのため31,000円になります。

平成18年4月の  
制度改正による  
変更ポイント

「激変緩和措置」

平成17年度に税制改正が行われ、公的年金等控除や老年者控除が見直されました。これまでと比較して控除額が引き下げられたため、以前と同程度の収入であっても今年度から新たに市民税が課税になる人や合計所得金額が増額になる人がいます。そのような人の、介護保険料の段階の変更による急激な負担の増加を緩和するため、「激変緩和措置」が実施されました。

これは、税制改正の影響で保険料段階が変更となった人に対し、平成18年度・平成19年度と段階的に金額を引き上げ、平成20年度に本来の段階の保険料額となるように調整を行うものです。税制改正がなければ保険料段階が第1・2・3段階である人が第4段階となった場合、および税制改正がなければ保険料段階が第1・2・3・4段階である人が第5段階となった場合に適用になります。

例) 税制改正がなければ第3段階である人が、税制改正の影響で第5段階となった場合の緩和内容

年 度	基準額	調整率	緩和された保険料額	本来の保険料額
平成18年度	44,400円	0.88	39,000円	55,500円
平成19年度		1.06	47,000円	55,500円
平成20年度		1.25	55,500円	55,500円

### 3. 介護保険料の納付方法と納期限・・・・・・・・・・・・・・・・

介護保険制度は社会全体で支える相互扶助の精神によるものですから、家族や本人が介護に関わることの多くなる40歳以上の人から介護保険料を納めていただいています。

▶40歳～64歳（第2号被保険者）

加入している医療保険によって、決め方・納め方が異なります。詳細は加入している医療保険の担当に確認してください。

▶65歳以上（第1号被保険者）

介護保険料の納付方法には、①年金からの天引きで納める方法（特別徴収）、②市から送付される納付書で納める方法（普通徴収）の2通りがあります。このどちらか、または併用によって介護保険料を納めます。

○特別徴収の対象者・・・年金が年額18万円以上の人は年金から天引きになります。

○普通徴収の対象者・・・年金が年額18万円未満の人は納付書で納めます。

それぞれの対象者は年額を6回に分けて納めます。平成19年度の納期限は下表のとおりです。（年度途中で65歳に到達した人や、転入した人などは1～5回になる場合もあります）4月から翌年3月までの年度単位で介護保険料は賦課されるため、平成19年4月から平成20年3月までの期間での日付です。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
特別徴収	4月支給分	6月支給分	8月支給分	10月支給分	12月支給分	2月支給分
普通徴収	7月31日	8月31日	10月1日	11月30日	12月25日	1月31日

※平成20年1月以降に65歳に到達および転入した人は、随1期(2月29日)、随2期(3月31日)、随3期(4月30日)のいずれかが納期限となります。

なお、特別徴収の対象者でも、次のような場合には一時的に普通徴収となります。また、下記以外でも個別の事情で普通徴収となることもあり、その場合は市から納付書および通知書が送付されますので、指定の納付場所にて納付してください。

- 高齢福祉年金を受給している
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で市内への転入・市外への転出
- 年金の現況届の提出が遅れた
- 年金を担保に借入れを行った
- 年度途中で前年中の所得修正があり介護保険料段階に変更があった など

※特別徴収および普通徴収対象者には、市から介護保険料に関する通知が送付されますので、そちらを確認してください。

平成18年4月の  
制度改正による  
変更ポイント

「特別徴収対象年金の拡大」

これまで、介護保険料が特別徴収される年金は老齢(退職)年金のみでしたが、制度改正により天引きとなる年金が拡大し、障害年金・遺族年金などが含まれるようになりました。

「特別徴収の捕捉回数の複数化」

介護保険料は年度途中で65歳に到達した場合や転入した場合などは、その年度分は普通徴収となります。それから一定期間を経て、前記の条件を満たしている場合は自動的に特別徴収に切り替わります。制度改正前は、普通徴収から特別徴収に切り替わるまでの期間が7～18カ月程度かかっていましたが、「特別徴収の捕捉回数の複数化」により、おおむね7～12カ月程度で切り替わるようになります。(下表参照)

4・6・8月に特別徴収に切り替わる場合は、その前月に市から「介護保険料特別徴収(仮徴収)通知書」が送付されますので、天引き額を確認してください。10月に切り替わる場合は、7月に「介護保険料納入通知書」が送付されますので、4～9月までの介護保険料は納付書で納めてください。

また特別徴収の対象者全員へ9月に「介護保険料特別徴収開始通知書」を送付しますので、10月支給年金以降の天引き額を確認してください。

下記期間中に介護保険の資格を取得(※1)し、年金の裁定を受けている場合				
資格取得月	4月～9月	10月～11月	12月～1月	2月～3月
制度改正前	翌年度10月支給年金から特別徴収開始			
制度改正後	翌年度4月から	翌年度6月から	翌年度8月から	翌年度10月から(※2)

※1 介護保険の資格は、誕生日の前日(転入者は転入した日)に取得します。

※2 翌年度10月から開始の人は、4月から9月までの介護保険料は普通徴収で納付し、10月支給年金から特別徴収に切り替わります。

・・・ よくある質問Q & A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**Q** 介護保険料を年金天引きにしてほしいが、どういう手続きが必要か？

**A** 介護保険制度では、前述のように条件次第で納め方が決定されるので、納付方法を選ぶことはできませんが、普通徴収の場合でも納め忘れや手間のかからない口座振替ができます。通帳、通帳の届出印、納付書を持参して利用している金融機関・郵便局に申し込んでください。

**Q** 介護保険料は納めなくてはならないのか？介護保険をやめられないのか？

**A** 介護保険制度は相互扶助の精神により社会全体で介護を支えていく仕組みです。介護保険料はその大切な財源となるため、すべての人が納めなくてははいけません。未納になると、納付者と公平性を欠くため、給付の制限が行われる場合があります。

また、介護保険をやめることもできません。

**Q** 特別徴収で年金から介護保険料が天引きされているが、納期ごとの金額が一定ではないのはなぜか？

**A** 特別徴収の場合、4・6・8月に年金から天引きされている金額は、所得が確定する前に引かれるため、前年度の2月と同額が差し引かれます。年額決定後、4・6・8月分を年額から差し引いて残った額を10・12・2月に差し引くため、介護保険料の段階や基準額が変わると一回ごとの納付額が変わる場合があります。ただし、年額としては同額となるよう調整されていますので、毎年9月に送られる「介護保険料特別徴収開始通知書」を確認してください。

なお、納期ごとの金額の差が大きい人について、平成19年度に金額を調整する「平準化」を実施します。詳しくは、広報および市からの通知書でお知らせします。

高齢化がより進行していく中で、新たな介護保険制度が円滑に運営されるよう、理解と協力をお願いします。シリーズ第3回では、介護保険を利用するための要介護認定を中心に紹介します。



問い合わせ

本庁(黒磯)高齢福祉課介護管理係 ☎0287(62)7191  
西那須野支所福祉課高齢福祉係 ☎0287(37)6231  
塩原支所福祉課福祉係 ☎0287(32)2912



# 70歳未満の国民健康保険加入者の入院時の窓口負担が自己負担限度額までに変わります

平成19年  
4月1日から

現在、70歳未満の人が医療機関で1カ月に支払った窓口負担が自己負担額を超えた場合、その超えた分は、後の申請により高額療養費として払い戻しています。

平成19年4月からは、「保険証」と「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。外来の場合、窓口負担が自己負担限度額を超えたときは、いったん費用を支払い、超えた分は後の申請により払い戻されます。一つの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の窓口負担が複数ある場合は、合算して自己負担限度額を超えた分が後の申請により払い戻されます。

医療費の自己負担限度額は、所得区分に応じて異なります。医療機関窓口で、その所得区分を明らかにするために、「限度額適用認定証」が必要となりますので入院が決まったら申請しましょう。

## 国民健康保険税の滞納のない世帯に「限度額適用認定証」を交付します

認定証の有効期限は、申請した月の初日（申請した月に国保に加入した人は、国保被保険者になった日）から、毎年7月31日までとなります。有効期限が過ぎて認定証が必要なときは、再度申請が必要です。

■認定証交付申請受付開始/場所 4月2日(月)から/本庁（黒磯）、各支所の保健課窓口

■申請に必要なもの 印かん、保険証、世帯全員の平成18年度住民税決定証明書（平成18年1月1日現在、那須塩原市に住民登録のなかった人のみ）

## ■70歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額※2	医療機関窓口に表示するもの
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	「保険証」と「限度額適用認定証」
上位所得者※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円	「保険証」と「限度額適用認定証」
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	「保険証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。所得の申告をしていない人も上位所得者とみなされます。

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

○厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は、1カ月の自己負担額は1万円（人工透析が必要な上位所得者は2万円）までとなります。「特定疾病療養受療証」が必要ですので申請してください。

## ■自己負担額の計算方法

- ・月の1日から末日まで、暦月ごとの受診について計算。
- ・同じ医療機関ごとに計算。
- ・同じ医療機関でも、外来と入院と歯科は別計算（旧総合病院は診療科ごとに計算する場合があります）。
- ・入院時の食事代や差額ベッド料は対象外。

## ■入院時の食事代の標準負担額（1食当たり）

入院時の食事代は、ほかの診療などにかかる費用とは別に、下表の標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

一般・上位所得者		260円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円

## 問い合わせ

本庁（黒磯）保健課国民健康保険係  
☎0287(62)7129

西那須野支所保健課国民健康保険係  
☎0287(36)1111 内線135

塩原支所市民保健課国保年金係  
☎0287(32)2988

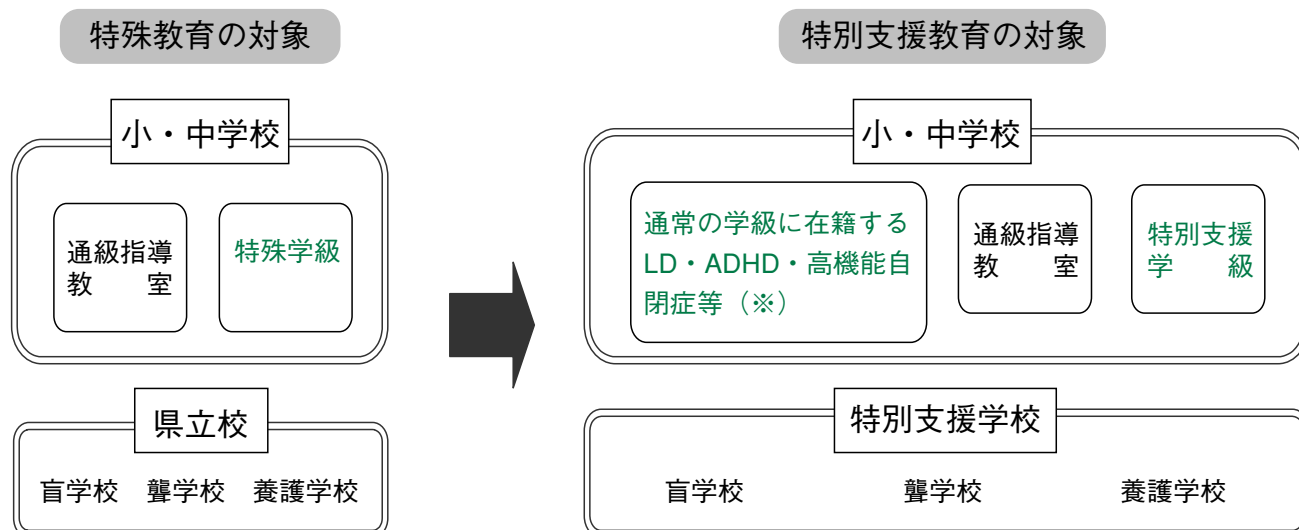
# 特別支援教育が スタートします その1

4月から特別支援教育がスタートします。これは、学校教育法の一部改正により行われるものです。これまでの小中学校の特殊学級は、特別支援学級に名称が変わります。また、県立の盲・聾（ろう）・養護学校は、将来特別支援学校に変わることが予定されています。そこで制度の概要、那須塩原市の現状を2回に分けてお知らせします。

## 1、特別支援教育とは

学校教育において、障害のある児童・生徒の一人一人の得意分野や不得意分野を把握して、得意分野は更に伸ばし、不得意分野は、それを克服するための教育や指導を行っていくものです。これまでの特殊教育も特別支援教育に改められます。

## 2、特別支援教育の対象



平成18年4月から学校教育法施行規則の改正により、通常の学級に在籍しているLD、ADHDおよび高機能自閉症等の児童・生徒も通級指導教室で指導を受けることができるようになっています。

※LD（学習障害）…基本的には、知的発達の遅れはなく、聞く、読む、話す、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得に著しい困難を示す状態を指します。

※ADHD（注意欠陥多動性障害）…代表的な特徴は、次の3つです。

不注意：注意が持続しない、忘れっぽい。

多動性：じっとしていない、手足がそわそわする。

衝動性：出し抜けて答える、順番が待てない。

※高機能自閉症等

高機能自閉症：①他人とのコミュニケーションを取ることに困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言います。

アスペルガー症候群：高機能自閉症のうち、②言葉の発達の遅れを伴わないものを言います。

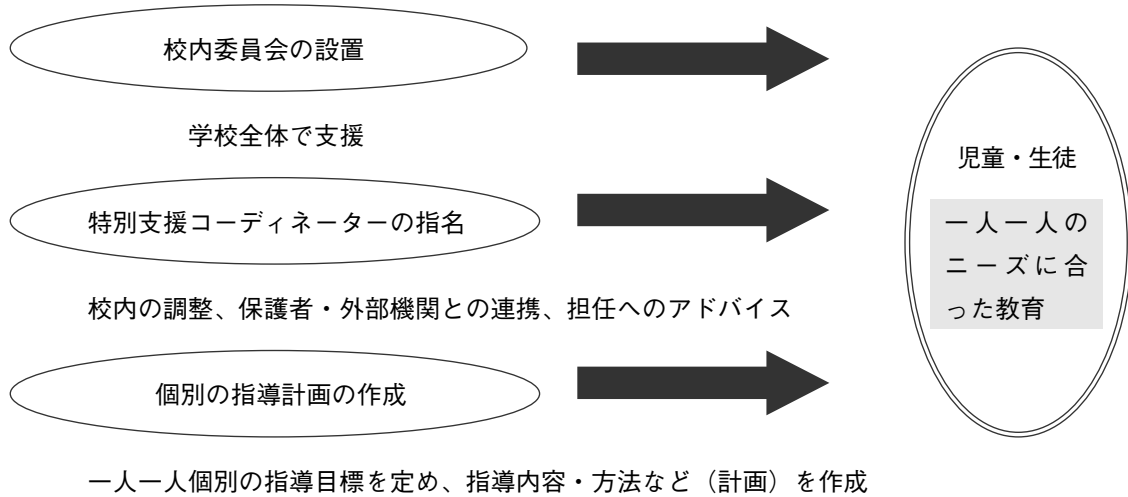
◎文部科学省の「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)によれば、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒は、通常の学級に約6.3%の割合（40人学級であれば2～3人）で在籍していると言われています。



# 4月から

## 3、特別支援教育で一人一人のニーズに合った教育を

特別支援教育がスタートするにあたり、各小中学校では次のような支援体制の整備を進めています。



そのほか学校では、教職員の理解の促進と専門性の向上、保護者や専門機関との連携の推進を図っています。

## 4、特別支援教育への理解をお願いします

特別支援教育の背景には、教育・福祉・医療・保健・労働など、社会の各分野にわたって、差別のない社会を実現しようとする取り組みがあります。

そのためには、障害のある児童・生徒とその保護者だけでなく、周りの子どもたちとその保護者が特別支援教育について正しい知識を理解することが大切です。

### 問い合わせ

学校教育課学校指導係 ☎0287(37)5349  
 適応指導教室「ふれあい」 ☎0287(63)8526  
 同 「あすなろ」 ☎0287(36)6996



教育委員会の組織が一部変わります

**黒磯支局教育課および  
塩原支局教育課を  
本局(西那須野庁舎)  
に統合**

教育委員会組織の一部見直しにより、4月1日から、黒磯支局教育課および塩原支局教育課の業務を、教育委員会本局(西那須野庁舎)に統合します。

これにより、黒磯支局および塩原支局の教育課は廃止となりますが、学校の転入に関する手続きは、次の窓口で行うことができます。

### 黒磯地区

本庁(黒磯) 市民課市民係

### 塩原地区

塩原公民館(塩原庁舎内)

箒根出張所

### 問い合わせ

教育総務課総務係

☎0287(37)5231